

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得 者		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確 定 申 告	965,686	4,856,223,370	273,992,237	254,797	905,087,278	57,224,792
修 正 申 告	837	4,848,141	280,789	83	365,967	31,037
決 定 ・ 増 額 更 正	2	2,966	40	—	—	—
減 額 更 正	△ 4	△ 7,093	△ 655	△ 1	△ 1,091	△ 28
更 正 請 求	△ 3	△ 37,881	△ 5,852	—	—	—
異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—
計	※実 966,518	※4,861,029,503	※ 274,266,560	※実254,879	※905,452,154	※ 57,255,801
法第103条による税額	3,806	—	1,164,602			
合 計	970,324	—	275,431,162			
過 少 申 告 加 算 税	—	—	—			
無 申 告 加 算 税	内49	50	3,453			
重 加 算 税	—	—	—			
納 税 額 総 計	—	—	※ 275,434,615			

調査対象等：平成14年分の申告所得税について、平成15年3月31日現在で申告所得税がある者の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

用語の説明：1 更正請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

2 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 加算税とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 … 期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税 …………… 所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書した。

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円
27,093	96,201,438	4,006,699	683,796	3,854,934,654	212,760,746
18	52,481	2,553	736	4,429,693	247,199
—	—	—	2	2,966	40
—	—	△ 40	△ 3	△ 6,002	△ 587
—	—	—	△ 3	△ 37,881	△ 5,852
—	—	—	—	—	—
※実27,111	※ 96,253,920	※ 4,009,213	※実684,528	※3,859,323,430	※213,001,546

## (2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 13 年 分			平 成 12 年 以 前 分			計			
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理による 増 減 差 額	内 22,753 52,527	119,611,132	5,800,016	内 4,804 16,809	51,506,169	7,263,030	内 27,557 69,336	171,117,301	13,063,046	
加算税の 増減差額	過少申告 加算税	内 8,958 8,980	—	337,605	内 6,514 6,586	—	406,283	内 15,472 15,566	—	743,889
	無申告 加算税	内 8,603 8,736	—	268,703	内 2,430 2,494	—	166,859	内 11,033 11,230	—	435,562
	重加算税	内 533 536	—	197,625	内 2,060 2,071	—	976,008	内 2,593 2,607	—	1,173,633
	計	内 18,094 18,252	—	803,933	内 11,004 11,151	—	1,549,150	内 29,098 29,403	—	2,353,083
合 計	—	—	6,603,949	—	—	8,812,180	—	—	15,416,130	

調査対象等：平成13年分以前の申告納税額がある者について、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

（注） 申告又は処理による増減差額及び加算税の増減差額のそれぞれの「人員」欄は、それぞれ延人員を掲げ、本税又は加算税の全額について異動を生じたものを内書した。